

(様式1)

### 苦情相談申込書

苦情相談申込にあたっては、別添の「建築士事務所業務に対する苦情の中出にあたっての注意事項」を必ずお読みください。申込書の記載は把握できる範囲でご記入ください。(注)\*印部分は、記入しないで下さい。

注)相談に関連する個人情報の取り扱いについては、申出にあたっての注意事項に記載された内容に同意していただく必要があります。				* 苦情相談 番号		
個人情報の取り扱いに(同意・不同意) (いずれかに○印をつけてください)						
申込年月日	年 月 日		部会長	支部長	相談員	受付
申 出 人	氏名					
	住所	〒 -		TEL	-	-
	連絡希望時間:			FAX	-	-
				E-Mail		
苦 情 対 象 事 務 所	建築士事務所名:			* <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員		
	開設者名:			管理建築士名:		
	所在地:	〒 -		F A X : - -		
	電話番号:	- -				
紹 介 者	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市区町村 <input type="checkbox"/> 消費者センター <input type="checkbox"/> 弁護士会 <input type="checkbox"/> IHP <input type="checkbox"/> その他( )					
相 談 物 件 所 在 地	〒 - (上記と異なる場合に記入)					
相 談 事 項	建築士事務所	<input type="checkbox"/> 設計内容 <input type="checkbox"/> 工事監理 <input type="checkbox"/> 設計・監理報酬 <input type="checkbox"/> 設計・監理契約 <input type="checkbox"/> その他( )				
	土地・建物	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 工事内容 <input type="checkbox"/> 工事金額 <input type="checkbox"/> 工事契約 <input type="checkbox"/> 建物調査 <input type="checkbox"/> その他( )				
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 定期報告 <input type="checkbox"/> 係争中				
建 物 に 関 する 事 項	構造	規模		用途	工 法	その他
	<input type="checkbox"/> 木 造	階 数	階	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 在 来	<input type="checkbox"/> 注文住宅
	<input type="checkbox"/> 鉄 骨	延面積	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> プレハブ	<input type="checkbox"/> 建売住宅
	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨	( 坪)		<input type="checkbox"/> 店 舗	<input type="checkbox"/> 2x4(枠組)	<input type="checkbox"/> 中古住宅
<input type="checkbox"/> 鉄 筋	着 工	年 月	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 完成済
<input type="checkbox"/>	竣 工	年 月	<input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設計施工
相 談 内 容 (簡潔に)						

## 建築士事務所業務に対する苦情の申出にあたっての注意事項

建築士事務所業務に対する苦情の申出にあたっては、必ず次の記載内容を理解したうえでお申出ください。

- 1) 本協会では、建築士事務所の業務に関する建築主その他の関係者からの苦情解決のお手伝いをしています。
- 2) この苦情解決業務は、建築士法第27条の5の規定の範囲内で行います。
- 3) 本協会の立場は「紛争解決について裁定を下す」ことではなく「相談に応じ、当事者間の解決が円滑に行われるよう中立的立場で側面から助言する」ことにあります。
- 4) この苦情解決業務は、当事者双方に対して「強制力」「裁定」「行政上の処分」権限を有するものではありません。「苦情解決」実現のためには双方の「歩み寄り」が前提となります。
- 5) 申出にあたっては、「3. 個人情報等の取り扱いについて」の内容に対する同意が必要です。

### 1. 苦情解決業務について

苦情解決業務は建築主等と建築士事務所の話し合いを促進するものです。本協会が建築主等の代理人として建築士事務所と交渉したり、建築士事務所に対して一定の行為を命令したりすることはできません。現実的な解決が図られるよう当事者の歩み寄りが求められます。

#### 1) 相談

- ① 建築主等からの建築士事務所に対する苦情内容の事情を把握し、それらの事項についての対応方法等について必要なことを助言いたします。また、対象となる建築士事務所の開設者に対してその苦情内容を通知してその迅速な処理を求めます。
- ② 苦情解決について必要があると認められる場合は、対象となる建築士事務所の開設者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることがあります。
- ③ 建築物の調査・鑑定業務は、本協会としては行うことができませんが、建築物の調査・鑑定業務を行うにふさわしい建築士事務所の選定についてはご相談に応じます。

\* 建築物の調査・鑑定業務は業務依頼主と建築士事務所が建築物の調査内容等の業務依頼事項及び業務報酬を確定し、業務委託契約を締結したうえで建築士事務所が業務を行うことになります。

#### 2) あっ旋

- ① 建築主等と建築士事務所との話し合いが進まない場合に、双方があっ旋を希望することにより、当事者間の自主的な解決を促進するため当事者間に入って解決のために側面から支援します。
- ② 申出の内容が建築士事務所業務の技術的事項で解決の可能性があるものに限られます。
- ③ 申出人があっ旋を希望しても、対象となる建築士事務所があっ旋を希望しない場合は、あっ旋は行えません。

### 2. 本協会では取り扱わない苦情及び苦情解決業務の終了について

次に掲げる事項に該当する場合又は該当することが判明した場合は本協会では受付を行わないかあるいは苦情解決業務を終了いたしますので予めご了承ください。

- 1) 申出人が苦情の申出を取り下げたとき
- 2) 申出人が建築主等以外の者であるとき
- 3) 申出内容が建築士事務所が行った業務に関するものでないとき
- 4) 申出内容が他の相談機関若しくは行政機関で対応することが適切であるとき
- 5) 申出内容が申出人の法令違反に関連するものであるとき
- 6) 申出内容に虚偽があるとき
- 7) 申出内容が係争中のものであるとき
- 8) 申出内容が他の機関において調停・あっ旋等に付されたとき
- 9) 申出人又は苦情対象事務所から相談員、本会事務局員及び本会関係者に対して恫喝的、脅迫的又は侮辱的な言動があったとき
- 10) 申出人の希望が、建築士事務所及び従業者の行政処分その他本会の権限が及ばないものであるとき
- 11) 申出人が解決業務遂行上必要となる面談及び資料提供等に協力をしないとき
- 12) 苦情の対象建築士事務所から解決業務に必要な協力を得られなかったとき
- 13) 申出人があっ旋を望む場合であって、申し込み前に双方の間で申出に係る苦情について一切の話し合いが行われていないとき
- 14) あっ旋について、申出人又は苦情対象事務所の同意が得られないとき
- 15) 申出人又は苦情対象事務所があっ旋申し込みを取り下げたとき
- 16) 相談又はあっ旋により解決したとき
- 17) 申出人と苦情対象事務所との間の意見の乖離が埋まらず、解決の見込みがないとき
- 18) 申出人から個人情報又は個人データ提供の同意が得られないとき又は停止の求めがあったとき
- 19) 苦情解決業務の終了が相当であるとき

### 3. 個人情報等の取り扱いについて

- 1) 苦情解決業務に関連して取得した建築主等の個人情報及び個人データは、建築主等との連絡のために利用するほか、苦情解決業務を実施するのに必要な範囲で苦情対象となった建築士事務所及び関係官庁等に氏名、住所、苦情内容等の個人情報又は個人データ及び申出内容に関する情報を口頭、書面又は電子メール等による電磁的方法により提供することがあります。
- 2) 申出にあたっては、前記1)の内容について予め同意していただく必要があります。
- 3) 建築主等から個人情報等の提供の停止の申し出があった場合は、苦情解決業務を終了させていただきます。

### 4. 申出窓口

- 1) 一般社団法人北海道建築士事務所協会 各支部
- 2) 住所、電話番号、FAX番号は下記の別表のとおりです。
- 3) 業務の都合上、申出をお受けできない場合がありますので、予めご了承ください。

### 5. 申出の方法

- 1) 所定の苦情相談申込書により文書でご送付ください。
- 2) コレクトコールによる電話、運賃着払いを利用した郵送物等は受けません。
- 3) 申出の方法、内容によっては改めて申出方法を指定させていただくことがありますので、予めご了承ください。

(別表)

本部・支部	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
本部	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル 6F	011-231-3165	011-241-1517
札幌	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル 6F	011-232-2424	011-232-2428
函館	040-0036	函館市東雲町5番11号 寺井ビル 3F	0138-27-0122	0138-27-0127
桧山	043-0043	桧山郡江差町字本町7 (有)オオフル建築設計事務所内	0139-52-1817	0139-52-3395
後志	044-0021	虻田郡倶知安町南7条東1丁目 北の杜合同会社建築設計事務所内	0136-21-3366	0136-21-3367
小樽	047-0024	小樽市花園4丁目1番16号 (株)双葉建築設計事務所内	0134-32-5211	0134-32-1259
空知	068-0048	岩見沢市西川町505番地8 (株)金田設計内	0126-25-0313	同左
旭川	070-0036	旭川市6条通8丁目左2号 遠野ビル 建築指導センター内	0166-22-8894	0166-26-1758
名寄	096-0013	名寄市西3条南10丁目27-1 (株)ひのき内	01654-2-5185	01654-2-5123
留萌	077-0042	留萌市開運町2丁目6番8号 (株)高田建築設計事務所内	0164-43-3704	0164-43-8606
宗谷	097-0001	稚内市末広5丁目5番6号 (株)富田組内	0162-33-2200	0162-33-2221
網走	093-0042	網走市字潮見58番地16 (株)北斗建設一級建築士事務所内	0152-43-1166	0152-45-3929
北見	090-0066	北見市花月町18番地18 (株)清和設計事務所内	0157-61-1131	0157-61-1132
紋別	094-0021	紋別市大山町2丁目31番地 (有)栗原測量設計事務所内	0158-23-5542	0158-23-5547
室蘭	052-0022	伊達市梅本町30-29 (株)菅設計企画内	0142-23-5681	0142-23-3448
苫小牧	053-0005	苫小牧市元中野町4丁目3-14 MSCオフィスビル3F (有)画建築設計内	0144-31-5450	0144-31-5451
日高	056-0019	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目9-6 (株)吉田建設工業内	0146-42-1372	0146-42-3416
十勝	080-0015	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル5階	0155-21-6270	0155-25-0226
釧路	085-0835	釧路市浦見1-2-16	0154-42-6388	0154-42-6389
根室	086-1075	標津郡中標津町東35条北4丁目4 第一宅建設設計内	0153-73-3702	0153-73-3725